

議案第六十六号

損害賠償額の決定について

右の議案を提出する。

令和八年六月十六日

提出者 港区长 清 家 愛

損害賠償額の決定について

港区（以下「区」という。）は、令和七年七月十四日港区港南三丁目九番五十九号港区みなとリサイクル清掃事務所駐車場内において、区が所有する清掃車が後進した際、当該清掃車の後方を歩行していた相手方に衝突し、相手方を負傷させた交通事故に対し、損害賠償の額を次のとおり決定する。

記

一 損害賠償額 百十三万五千八十四円

（説明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十三号の規定に基づき、本案を提出いたします。